

様式第25号(第21条関係)

年 月 日

岡山県知事 殿

管理者 住所  
" 氏名 (印)  
電話 ( )

診療用放射線照射装置設置届

診療用放射線照射装置を設置したいので、医療法(昭和23年法律第205号)第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 病院(診療所)の名称
- 2 所在地
- 3 設置予定年月日 年 月 日
- 4 使用開始予定年月日 年 月 日
- 5 診療用放射線照射装置及び施設の概要 別紙のとおり

別紙

病院又は診療所の名称		整理番号	1	2
所在地		区分		
診療用放射線照射装置	製作者名			
	型式及び製造年月日			
	装備する放射性同位元素の種類			
	装備する放射性同位元素の数量		Bq	Bq
	用途			
装置の防護	照射口閉鎖時における線源収納容器の1メートルの距離におけるしやへい能力が70マイクログレイ/時以下であること。		以下・超える	以下・超える
	照射口に2次電子ろ過板(アフターローディング装置を除く。)を設置していること。		有・無	有・無
	照射口開閉用遠隔操作装置		有・無	有・無
	操作等従事者の防護設備		有・無	有・無
使用室	使用室名			
	使用室の構造			
	材質・厚さ	天井		
		床		
		壁		
		監視用窓(箇所数)	( )	( )
	出入口の数及び扉の構造			
	画壁等の外側における実効線量が1ミリシーベルト/週以下であること。		適・否	適・否
	常時出入する出入口は1箇所とし、当該出入口には放射線発生自動表示装置が設置されていること。		有・無	有・無
	使用室である旨の標識		有・無	有・無
貯蔵施設	貯蔵	貯蔵の方法		
		貯蔵室の構造		
	材質・厚さ	天井		
		床		
		壁		
		監視用窓(箇所数)		( )
	貯蔵室の開口部の防火戸(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項に規定する特定防火設備に該当するものに限る。)		有・無	
	出入口の数			箇所
	扉等の外部に通ずる部分の鍵等		有・無	
	外側における実効線量が1ミリシーベルト/週以下であること。		適・否	
	貯蔵施設である旨の標識		有・無	
	貯蔵箱等	貯蔵箱等の構造		
		ふた等の外部に通ずる部分の鍵等		有・無
貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト/時以下であること。		適・否		
貯蔵施設である旨の標識		有・無		

貯蔵 運搬 容器	最大貯蔵(運搬)量			Bq
	貯蔵時において1メートルの距離における実効線量率が100マイクロシーベルト/時以下であること。			適 ・ 否
	貯蔵(運搬)容器である旨の標識			有 ・ 無
	貯蔵(運搬)する放射性同位元素の種類と数量の表示			有 ・ 無
放射線 治療 病室	放射線治療病室の名称			
	放射線治療病室の構造			
	画壁等の外側における実効線量が1ミリシーベルト/週以下であること。			適 ・ 否
	放射線治療病室である旨の標識			有 ・ 無
	病床数			床
管理 区域	管理区域である旨の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
	区域の外側における実効線量が1.3ミリシーベルト/3箇月以下となる措置		適 ・ 否	適 ・ 否
	管理区域の境界における立入制限措置		有 ・ 無	有 ・ 無
そ の 他	注意事項の掲示(従事者)		有 ・ 無	有 ・ 無
	注意事項の掲示(患者)		有 ・ 無	有 ・ 無
	敷地内の居住区域及び境界の実効線量が250マイクロシーベルト/3箇月以下となる措置		適 ・ 否	適 ・ 否
	その他の患者の被ばくする放射線の実効線量が1.3ミリシーベルト/3箇月以下となる措置		適 ・ 否	適 ・ 否
従事者の放射線測定器				
被ばく防止のための器具				
事故発生時の連絡網及び通報基準・通報体制の整備				有 ・ 無
診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師	職 種	氏 名	免許番号及び取得年月日	放射線診療に関する経歴

(注意事項)

- 「区分」には、新設、廃止、更新の別を記入し、更新については例えば「1(整理番号)の更新」のように記入すること。
- 「用途」には、体外照射、体内一時的照射、体内継続的照射、血管内挿入、吸収補正用の別を記入すること。

(添付書類)

- 施設の放射線防護に関するしやへい計算書
- 図中に放射線取扱施設の場所を明示した病院(診療所)の全体図面
- 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況、管理区域の範囲及びその標識並びに使用中ランプ等の位置を明示した放射線取扱施設の平面図(詳細図)及び立面図
- その他参考となる資料(カタログ等)